

令和 8 年度 ひがしまつしま割増商品券事業実施要領

(目的)

原材料・エネルギー価格の高騰、円安や米国の関税措置等に起因する物価高により厳しい状況にある地元企業と市民生活支援のため、東松島市内の取扱加盟店で利用可能な商品券を発行することで、消費購買力の市外流出防止、市内事業所の売上向上等、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(概要)

(1) 名 称	ひがしまつしま 3 割増商品券 (以下「商品券」という。)
(2) 発行団体	東松島市商工会 (以下「商工会」という。)
(3) 割増率	3 割増
(4) 発行部数	30,000 セット
(5) 発行総額	390,000,000 円
(6) 商品券の 販売形態	「1,000 円券×13 枚綴 (共通券 3 枚、専用券 10 枚) =13,000 円相当」 を 1 セットとし、10,000 円で販売。 ※共通券：全ての取扱加盟店で利用できる券 (発行数：90,000 枚) 専用券：大型店を除いた取扱加盟店で利用できる券 (発行数：300,000 枚) ※大型店とは売場面積が 1,000 ㎡を超える大規模小売店舗
(7) 購入対象者	東松島市内に住所を有する世帯 ※申込期間中に住民基本台帳に登録されている世帯主を対象とする。
(8) 購入上限	1 世帯 5 セットまで購入可能。 ※30,000 セットを超える申込みがあった場合は抽選を行う。 なお、申込数量が販売数量を超える場合は、数量調整を行う場合がある。
(9) 商品券の 販売方法	事前申込制とし、購入希望世帯より希望するセット数の申込を受付け、後日、申込世帯へ購入券を郵送。購入者は、販売期間中に指定された販売所へ購入券を持参し、現金で購入する。 なお、申込セット数が発行セット数を超えた場合は、抽選により購入者 (当選者) を決定する。 ○申込方法 Web 上で申込専用サイトから必要事項を入力し、申込を行う。 申込専用サイトへのアクセス方法は、商工会又は市ホームページ、若しくは商品券チラシに掲載の QR コードからアクセスする。 ※スマートフォンおよびパソコンをお持ちでない方は、ハガキによる申込も可能。ハガキの場合は、商品券チラシに付属する応募ハガキを切り取り、必要事項を記入のうえ 85 円切手を貼り郵送 (切手の無いハガキは無効)。 ※商品券チラシは、市報ひがしまつしま 6 月 1 日号へ折込みを行うほか、商工会、東松島市役所 (本庁舎、鳴瀬庁舎)、市民センター等の窓口で配布。 ※申込者は世帯主とする (世帯主名以外での申込は無効)。

	<p>※重複での申込の場合、重複分は無効とする。</p> <p>※申込時に記入漏れ等不備がある場合、その申込は無効とする。 (市住民基本台帳との突合を行う。)</p> <p>○申込期間 令和8年6月1日(月)～6月20日(土)まで</p> <p>※ハガキによる申込の場合、当日消印有効。</p> <p>※7月下旬に申込世帯に購入券を送付。</p> <p>※抽選となった場合は、当選者にのみ購入券を送付。</p> <p>※当落の結果は公表しない。</p>
(10) 販売期間	<p>令和8年7月27日(月)～8月7日(金)</p> <p>※販売期間後の購入はできない。</p> <p>※購入券を紛失した場合、再発行はできない。</p> <p>※必ず指定された販売所で購入すること。</p> <p>※上記期間終了後、残数がある場合別途期間を設けて販売する場合がある。</p>
(11) 販売場所	東松島市商工会(本所、支所)他、本会指定の販売所
(12) 使用期間	令和8年8月1日(土)～令和9年1月31日(日)

(使用範囲等)

商品券の使用範囲等は以下のとおりとする。

- (1) 取扱加盟店において使用期間内に限り使用可能。
- (2) 購入後の返品、現金との交換はできない。
- (3) 釣り銭は支払わない。
- (4) 商品券の紛失及び盗難等に対し、商工会はその責任を負わない。
- (5) 以下の取引には使用できない。
 - ①国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、水道料金等の公共料金)。
 - ②たばこ、有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや法律により小売定価以外での販売が禁じられているもの。
 - ③土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い。
 - ④現金との換金、金融機関への預け入れ。
 - ⑤取扱加盟店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)での利用。
 - ⑥取扱加盟店が利用を不可とした商品及びサービス。

(取扱加盟店参加要件)

東松島市内に店舗・事業所等を有する事業者で、東松島市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。ただし、下記の項目に該当する事業者を除く。

- (1) 上記「(使用範囲等)(5)」に記載された取引、商品のみを取扱う事業者。
- (2) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

(取扱加盟店の責務等)

取扱加盟店（以下「加盟店」という。）として登録された事業者は、以下を厳守すること。

- (1) 利用者が使用期間内に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商品券の額面未満の利用の場合でも、釣銭は出さないこと。
- (3) 加盟店であることが商品券利用者に明確になるよう表示すること。
- (4) 利用者の持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか必ず確認し、商品券に偽造された痕跡が見受けられる場合、商品券の受け取りを拒否するとともに、商工会まで報告すること。
- (5) 受け取った商品券は、他店での再使用を防止するため、速やかに裏面の所定欄に加盟店名を記入（ゴム印押印可）すること。また、既に加盟店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (6) 商品券の交換、売買及び再利用は行わないこと。使用期間内における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能。
- (7) 商工会が本事業に関する調査等を行うときには、報告等協力すること。
- (8) 商品券の使用対象外となる商品等を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるよう明示すること。
- (9) 商品券の利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱加盟店の責務とすること。
- (10) 「専用券」は大型店では利用できないため、大型店は受け取らないこと。
- (11) 登録事項に変更が生じた場合は、速やかに商工会に届け出ること。

(取扱加盟店登録方法)

(1) 加盟店申込方法

「東松島市くらし応援商品券」加盟店登録がある場合は、自動的に加盟店として登録。

加盟していない場合は、「ひがしまつしま割増商品券取扱加盟店登録申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記載し、商工会へ FAX、郵送または持参すること。また、東松島市内に複数の店舗がある場合、店舗毎に申込書を提出すること。申込書は商工会 HP・窓口にて取得可能。

(2) 申込書の提出先

〒981-0503 東松島市矢本字河戸7 東松島市商工会 矢本本所

(3) 加盟店登録申請期間

令和8年5月29日（金）まで（期限厳守）

※登録申込があった事業所については、本会発行チラシに店名等を掲載。

なお、期限後に申込があった場合は、チラシへの記載はできないものとする。

(商品券の換金)

(1) 換金方法

商品券裏面の指定欄に取扱加盟店名を記入（ゴム印押印可）し、別紙「ひがしまつしま3割

増商品券換金日程表」記載の換金受付期間内に、別に定める「商品券引換証」を添えて、商工会矢本本所または鳴瀬支所へ提出すること。

商工会にて回収した商品券を確認し、申込時に登録された口座へ振込みを行う。

(2) 換金受付期間

令和8年8月12日(水)～令和9年2月18日(木)

〈受付時間〉

矢本本所 9:00～11:30、13:00～17:00 (土日祝日は除く)

鳴瀬支所 9:00～11:30、13:00～16:00 (毎週月・水・金のみ、祝日は除く)

(3) 振込日

月3回(別紙「ひがしまつしま3割増商品券換金日程表」記載)

(4) 換金手数料

無料

(その他)

(1) この「実施要領」に違反する行為が認められた場合、加盟店の承認を取り消す場合があるほか、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

(2) この「実施要領」に記載されていない事項については、東松島市商工会本所へ問い合わせること。

【問合せ先】

東松島市商工会 矢本本所

〒981-0503 東松島市矢本字河戸7 TEL : 0225-82-2088 FAX : 0225-83-2293